

(様式第 1 号)

入札参加停止措置の概要

商号又は名称	三井住友海上火災保険株式会社（東京都千代田区神田駿河台三丁目 9 番地） 損害保険ジャパン株式会社（東京都新宿区西新宿一丁目 26 番 1 号） あいおいニッセイ同和損害保険株式会社（東京都渋谷区恵比寿一丁目 28 番 1 号） 東京海上日動火災保険株式会社（東京都千代田区大手町二丁目 6 番 4 号）					
入札参加停止の期間	令和 6 年 11 月 7 日 から 令和 7 年 1 月 6 日まで（2 か月） 課徴金減免制度が適用された旨の申出書の提出があり、長野県建設工事請負人等選定委員会の承認があったことから、物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領運用基準第 3 第 4 項により入札参加停止期間を 2 か月とする。					
事実概要	対象会社は、民間企業や官公庁など 9 社・団体との保険契約に関し、入札や見積合わせで保険料の水準を調整したり、受注予定者を決定したりして競争を実質的に制限していたことから、令和 6 年 10 月 31 日に公正取引委員会から排除措置命令および課徴金納付命令を受けた。					
理由	物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領別表第 2 第 5 号(独占禁止法違反行為)に該当し、物品購入等の契約相手方として不相当であると認められる。					
備考	【入札参加停止措置要領別表第 2 第 5 号】 <table border="1" data-bbox="331 1514 1503 1944"><tr><td data-bbox="331 1514 432 1944">独占禁止法違反行為</td><td data-bbox="432 1514 1291 1944">5 県内又は県外において、業務に関し独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反し、物品購入等の契約の相手方として不相当であると認められるとき（次号及び第 9 号に掲げる場合を除く。）</td><td data-bbox="1291 1514 1503 1944">当該認定をした日から 4 か月以上 18 か月以内</td></tr></table>			独占禁止法違反行為	5 県内又は県外において、業務に関し独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反し、物品購入等の契約の相手方として不相当であると認められるとき（次号及び第 9 号に掲げる場合を除く。）	当該認定をした日から 4 か月以上 18 か月以内
独占禁止法違反行為	5 県内又は県外において、業務に関し独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反し、物品購入等の契約の相手方として不相当であると認められるとき（次号及び第 9 号に掲げる場合を除く。）	当該認定をした日から 4 か月以上 18 か月以内				